

多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更の概要

令和 6 年 7 月 3 1 日

山 口 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1 号事業	2 号事業	3 号事業	4 号事業	地 域	重点区域との重複の有無		
	○			仁保中郷	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	松柄集落協定
	○			仁保中郷、下小鯖	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	一貫野集落協定
	○			上小鯖	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	小鯖 2 区樋ノ口集落協定
	○			上小鯖	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	小鯖 3 区集落協定
	○			上小鯖	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	小鯖 5 区集落協定
	○			徳地船路	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	船東集落協定
	○			阿東篠目	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	細野集落協定
	○			阿東篠目	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	文珠集落協定
	○			阿東生雲中、阿東生雲西分、阿東蔵目喜	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	生雲地区集落協定
	○			阿東地福下	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	若小幡集落協定
	○			阿東地福上	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	用路集落協定
	○			阿東徳佐上、阿東徳佐中	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	領家・水戸集落協定
	○			阿東徳佐中	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	東畑集落協定
	○			阿東徳佐中	無	令和 2 年度 ～ 令和 6 年度	平丸・貞行集落協定

種 類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地 域	重点区域との重複の有無		
	○			阿東嘉年上、阿東嘉年下	無	令和2年度～令和6年度	嘉年地区集落協定
	○			阿東生雲東分、阿東生雲中、阿東地福上、阿東地福下、阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	中山個別協定
	○			阿東徳佐下	無	令和2年度～令和6年度	岡崎個別協定
	○			鑄銭司	無	令和2年度～令和6年度	すぜんじ北部の郷個別協定
	○			秋穂西、秋穂東	無	令和4年度～令和8年度	農事組合法人ファームあまだ個別協定